

第Ⅴ章 第４期倶知安町地域福祉実践計画

１ 「地域福祉実践計画」とは

「地域福祉実践計画」は、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的に、住民が求める誰もが安心して生活できる「ともに生きる地域社会」づくりのため、それぞれの取り組みやできることを示した民間の実践・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定により地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が、中心となって策定します。



社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- （1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （4）前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 計画の位置づけ

本計画は、令和4年(2022年)度から令和8年(2026年)度までの5年間を実施期間とし、町及び町社協が策定する第1期俱知安町地域福祉計画と一体的に策定を行い、相互に補完・補強し合いながら地域福祉を推進していきます。

3 地域福祉の実践に関する現状と課題

～第3期俱知安町地域福祉実践計画の振り返り

第3期俱知安町地域福祉実践計画（実施期間：平成21年～平成25年）掲げた重点実施計画（個別目標）ごとに振り返ります。

①住民福祉活動推進事業

主な施策	現状（評価）
地域内に防災体制や災害時要援護者の支援体制の整備	十分な体制が整っていない。
地域内に高齢者が気軽に集える「サロン」の設置整備	平成26年度に7サロンを地域に開設。参加者の減少、担い手不足、未設置地区での開設推進といった課題がある。
ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の整備	町内会での見守り活動が進んでいる地域もあるが、一部の町内会に限られている。給食サービスが見守りとしての役割を果たしている。
高齢者や児童虐待、DVに対する相談・連絡体制の整備	これらの疑いがあった場合、早急に町福祉医療課へつなぐ等連携は取れている。

地域内の防災体制や災害時要援護者の支援体制については、関係機関への連絡体制の整備等、計画当初から現在においてまだ十分な体制が整っていないため、災害ボランティアセンターマニュアルを整備するとともに関係各所との協力体制の整備を進める必要があります。

サロンの設置に関しては平成26年度に町内会や老人クラブを中心に7ヶ所のサロンを開設しました。コロナ禍で各サロンとも活動が停滞している現状はありますが、活動が続いている一方で、参加人数の減少並びに参加者の固定、担い手不足等の解消といった課題があります。7ヶ所のサロンについては、第4期においても各サロンの活性化が図れるよう支援を行っていく必要があります。また、サロン活動は高齢者の見守りや児童虐待の早期発見にもつながることから、サロン未設置地区での開設についても推進していく必要があります。

見守り活動を実施している町内会もありますが、一部の町内会に限られているのが現状です。また、地域の見守り活動の一環として、週2回の給食サービス事業を実施しており、利用者の孤立感の解消や安否確認につながっているといえます。

給食サービス事業は、希望者や利用者数も増えており、今後も推進していく必要があります。

高齢者や児童虐待DVの疑いを社協の初期相談等で発見した際は、早急に町福祉医療課に連絡を取る体制を整えています。

②福祉組織化支援事業

主な施策	現状（評価）
地域における小地域活動の実践者住民「担い手」の発掘、育成	健康寿命の延びにより定年退職後も働く方が増えており、町内会や老人クラブ、ボランティア等の担い手が不足している。
教育機関との連携による福祉教育活動の場の提供と推進	教育機関から要望があった場合、福祉教育の機会を設けている。
ボランティア実践者の発掘と育成	既存のボランティア実践者の高齢化や新規加入者の減少により解散した団体もあるが、新たなボランティア団体も立ち上げられている。
福祉施設、NPO法人、企業との協働事業の企画、実施	関係団体との連携は取れているが、協働事業の実現には至っていない。

第3期では、東日本大震災を契機に全国的にボランティア活動の機運が高まりました。本町でもボランティア活動が活発に行えるよう各種研修会や交流会への参加や勉強会を通して色々な支援を実施してまいりましたが、健康寿命の延びにより定年退職後も働く方が増えているなどの理由もあり、町内会や老人クラブ、ボランティア等の担い手が不足しているのが現状です。マンパワーの育成・確保を行い、支え手と受け手の

境目を越え、地域住民の手でその地域に合った活動を行えるよう地域づくりの支援をしていく必要があります。

教育機関での福祉教育には、児童・生徒の段階からボランティア及び福祉について触れる機会（福祉教育）を設けることで、将来の担い手の育成を行うという目的もあります。令和2年（2020年）には、町内小学校からの要望により視覚障がい者について福祉教育を行っており、今後も実施していく必要があります。

実践者の高齢化や新規加入者の減少などの理由から解散したボランティア団体がある一方で、子育て世代の親を中心とした新たなボランティア団体も結成されています。安心してボランティア活動を行えるよう日頃から連絡を取っていく等の継続的な支援が必要です。

③在宅福祉サービスの充実

主な施策	現状（評価）
障がいがあっても安心して地域で生活できる支援体制の整備	平成29年に日常生活自立支援事業の一部を道社協、平成30年に成年後見制度における法人後見を町から受託。利用者数は増えている。
認知症高齢者に対する、相談、生活支援の体制整備と住民理解の場作り	あらゆる相談に対応するため、職員一丸となり対応しているが、生活支援体制整備事業は、町が設置する協議体への参画に向け、町と協議を行っている。
利用者の立場に立った福祉制度の推進及び制度外ニーズに柔軟に対応できる体制の整備	制度の狭間にいる方を支援すべく関係機関と連携し柔軟に対応している。

日常生活自立支援事業は、現在、利用契約を4名の利用者と結んでおります。順調に支援を行っておりますが、この事業や成年後見事業を含めた権利擁護事業の更なる周知や理解が課題となっているため、第4期においても、関係機関と連携を図りながら事業を利用される方がその人らしく生きる権利を守られるよう努めていく必要があります。

認知症高齢者に関わらず、目まぐるしく変わる制度や、社会の複雑化により、相談内容にも変化が見られ、こうした状況に対応できるように常日頃から制度の理解に努め、あらゆる相談にも親身に対応できる体制づくりが求められます。

介護保険事業（訪問介護・通所介護）は利用者に在宅生活を継続できるようサービスを提供してきました。今後、いわゆる“団塊の世代”が後期高齢者になっていく現実を鑑み、利用者獲得及び訪問介護・通所介護とも利用者ニーズを把握し、利用者家族や関係機関との調整を図りながらより良いサービスの提供に努めていく必要があります。

また、制度の狭間にいる方への支援として、関係機関と連携し柔軟に対応しているところです。

④組織基盤整備

主な施策	現状（評価）
地域住民の意向が反映される組織体制の構築と強化を進める	より多くの視点からの意見を伺うため社協役員・評議員の選出母体を拡充している。
社協事業、活動について住民への周知、広報活動の強化	第3期でも発行されていた「社協の窓」に加え、社協のホームページの開設を行っている。一方で、社協活動の周知が十分とは言えないのが現状である。
地域福祉を推進するための組織運営と事業に係る財源の確保	事業推進に必要である社協会費や寄附金は、減少傾向にある。
事務局体制の強化（職員の専任、専門化）を図る	権利擁護事業は、職員が兼務ではあるが、専門職を配置。また、職員の専門性を高めるために資格取得を推奨している。

町社協は、社会福祉を推進するための中心的組織として位置づけられており、関係機関、地域住民から広くニーズを集め、的確かつ迅速に事業に反映するため、社協役員・評議員の推薦母体を従来の団体から多方面に拡充しました。

社協広報誌「社協の窓」はもとより、インターネットの普及にあわせ、平成27年（2015年）からホームページの作成したことにより社協活動をこれまでよりも頻繁かつ正確に周知できるようになりました。しかしながら、社協活動の認知が十分にされているとは言えず、地域福祉実践計画の策定をはじめ、様々な場面に積極的に出向き社協活動の理解喚起に努めていく必要があります。

補助金、委託費以外の事業に係る財源として、社協会費、寄附金がありますが、その額は減少傾向にあります。

社会情勢が目まぐるしく変動するなか、福祉を取り巻く環境も変化を余儀なくされております。地域の問題や介護保険事業等その変化に対応すべく職員も専門的な知識を身につけなければなりません。地域福祉の拠点として期待される町社協として職員が多様な研修に参加し、研鑽を積むことでそれらを地域に還元できるよう努めていく必要があります。

こうした第3期の課題に加え、本町では恵まれた自然環境により全国各地から若年層を中心に多くの人に移住し、北海道の中でも一見高齢化率は低く見えますが、冬期間の除排雪に対する不安、加齢や障がい等により、住み続けたくても慣れ親しんだ土地を離れざるを得ない現状があるといった高齢化率からだけでは読み取ることが出来ない課題もあります。また、社会の発展とともに、個人情報保護、プライバシー問題が地域の助け合いを行っていく上での大きな壁となり、さらには携帯電話やインターネットの普及により、人に頼らなくても生活が出来る便利な世の中になった反面、人と接することが少なくなり、孤立や地域住民同士の関係の希薄化が大きく進みました。地域で自

然に行われていた支えあい、助けあいは、従来の地域の関係づくりでは対応できない状況になりつつあり、新たな地域の関係づくりを構築していく必要があります。

4 施策の推進の基本的な考え方

本計画は、町が策定する第1期倶知安町地域福祉計画の5つの基本目標に準じて策定し、前項目の現状と課題を踏まえ、以下の5つの施策事項を掲げ、取り進めていきます。

施策事項1：誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり

認知症や様々な障がいのある人が判断力の低下や生活が困窮する等支障をきたしていてもその人らしいあたりまえの生活を営み続けられるよう人権を守り、安心・安全に暮らすことができる地域づくりを目指すために住民相互の助けあいの輪を拡げるとともに、町内会やコミュニティ団体、民生委員、関係機関と協力して地域づくりの強化を図ります。

施策事項2：交流・つながりのある地域づくり

地域ニーズの把握や情報の共有に努め、地域住民が取り組んでいる活動を行政や福祉活動団体に限らず地元企業等にも理解をしていただき、子どもから高齢者まで幅広い世代での交流やつながりのある地域づくりを目指します。

施策事項3：支えあい活動の充実

地域においてあらゆる世代の誰もが活躍できる福祉コミュニティづくりの促進を図ると共に地域資源の活用等を関係機関で検討することにより、困難課題の解決に取り組み、「受け手」と「支え手」を固定しない、地域全体で生活を支える体制づくりを目指します。

施策事項4：ボランティアを育成する地域づくり

児童・生徒の段階からボランティア並びに福祉について触れる機会を設け、少しでも興味関心を持って身近に感じられるよう支援を行うとともに、ボランティアの人材発掘と育成する地域づくりを目指します。

施策事項5：住民への支援の充実

日常生活での悩みを抱えている人やあらゆる状況での生活困窮の人がSOSを出している場合の迅速な情報の把握に努め、速やかに適切な対応をすることができるよう支援体制の充実を図ります。

5 住民、関係団体、町社協の役割

町社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉関係団体の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが安心して生活できる町、住みやすい町を作りあげていくことができる「ともに生きる地域社会づくり」を推進することを使命としています。

【第4期地域福祉実践計画を推進するために期待される主な役割】

地域住民	・さまざまな地域福祉活動、地域支援活動、町内会活動やボランティア活動等へ参加し、地域福祉に関する理解を深め、地域における支えあいの輪を広げます。 ・地域福祉活動を通じ、地域の繋がりや絆の再構築を図ります。 ・民生委員児童委員活動についての理解を深め、活動への協力や地域における困りごとを把握した場合にすぐに民生委員・児童委員へと繋がります。
福祉関係団体	・複数の悩みや支援を必要とする方を迅速に支援するため、日頃より福祉関係団体との連携を図るとともに、情報共有を行います。 ・地域に根差し、地域の実情を把握している町内企業や社会奉仕団体等との関係協力を推し進め、より良いまちづくりへの参画を推し進めます。 （福祉や福祉活動を知る機会や住民による福祉の推進を目的とした行事での協力関係の強化を図ります。）
町社協	・学校での福祉教育授業への支援を積極的に行い、小さな頃から福祉が身近なものであることを感じてもらえるような授業や体験等を行います。また、社協事業への参加を促し、ボランティア教育を実践します。 ・地域共生社会の実現へ向けた研修会や集いを開催し、地域福祉関連施策の総合的推進を図ります。 ・受け手と支え手が活躍できる場づくりを構築します。 ・町内会や民生委員・児童委員と連携を密にし、地域の実情の把握や支援の連携を強化します。 ・医療、福祉の分野に限らず、就労や税務等の業務においても連携を図り、生活困窮者を把握した場合に、早急に適切な支援に結びつけることができるよう日頃より努めます。

6 地域福祉実践計画における取り組み・体系と数値等目標

第1期倶知安町地域福祉計画の5つの基本目標を基に、現在の実情に合わせた施策事項を講じ、更なる実践を目指します。

取り組み体系

施策事項	取り組みの展開	具体内容
1 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり	(1) 社協らしい相談体制の強化 (2) その人らしく生きる権利を守る取り組み (3) 孤立しないような相談や支援の体制整備	・心配ごと相談所の研修 ・生活サポートセンターの運営と職員資質向上 ・地域住民組織の基盤支援と連携
2 交流・つながりのある地域づくり	(4) 地域福祉活動の情報発信及び地元企業とのネットワーク拡充 (5) 誰もが活躍できる福祉コミュニティづくりの促進 (6) 災害時の助け合い活動の取り組み	・広報誌等による啓発強化 ・地域コミュニティの促進 ・災害ボランティアセンターマニュアル整備
3 支えあい活動の充実	(7) 地域生活課題の早期発見と支援体制の強化	・地域ケア会議及び生活支援に係る協議体への参画
4 ボランティアを育成する地域づくり	(8) 様々な福祉教育の促進 (9) ボランティアセンターの運営	・福祉教育・学習の支援及び活動支援 ・有償ボランティアの事業化の促進
5 住民への支援の充実	(10) 生活困窮状態にある人の支援	・セーフティネットの充実と関係機関との連携強化

＜施策事項1＞ 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり

基本目標1【気づく ～悩みやSOSに気づくことができる地域づくり～】

基本目標2【つなぐ ～くらしの困りごとを適切な支援へつなげる地域づくり～】

基本目標3【護る ～一人ひとりの権利が守られる地域づくり～】

(1) 社協らしい相談体制の強化

地域の会議への参加を通して住民や各関係機関から情報の把握、共有に努めるとともに、項目を問わないあらゆる相談ごとに対応できるよう各種研修会等に参加し、職員の資質向上を図ります。

また、民児協から選任された常任相談員により心配ごと相談所を毎週木曜日に開設し、民生委員・児童委員との連携を図ります。

数値等目標		
現状	中間	最終
・相談への対応 ・各関係機関からの情報の把握、共有、連携	・職員の資質向上 ・各関係機関からの情報の把握、共有、連携の強化	継 続
主な所管部署等	町社協、町福祉医療課 くらし・しごと相談処しりべし	

(2) その人らしく生きる権利を守る取り組み

生活サポートセンターの運営（町委託事業）を行い、成年後見制度（判断能力が不十分な方に対し、契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等の締結、財産の管理）並びに日常生活自立支援事業（判断能力のある高齢者・障がい者の方を対象に福祉サービス利用援助・金銭管理）の制度利用に関する相談・支援・周知活動等を各関係機関と連携を図りながら行います。また、様々な事例にも対応できるよう各種会議や研修会等に参加し、職員の資質向上を図ります。

数値等目標		
現状	中間	最終
・制度利用に関する相談、支援、周知活動の実施 ・各種会議や研修会への参加 ・各関係機関との連携	・職員の資質向上 ・制度利用に関する相談、支援の実施、周知活動方法の見直し ・各関係機関との連携強化 ・生活支援員の新規登録者の確保（日常生活自立支援事業）	・継 続 ・継 続 ・継 続 ・生活支援員の育成、指導（日常生活自立支援事業）
主な所管部署等	町社協、町福祉医療課	

(3) 孤立しないような相談や支援の体制整備

社会や地域とのつながりを弱めてしまうと孤立しがちになり、相談や支援につながりにくくなる為、町内会やコミュニティ協議会、民生委員・児童委員と協力して相談窓口や支援内容等の周知・啓発を行い、相談や支援につながりやすい体制を整えます。

数値等目標		
現状	中間	最終
町内会やコミュニティ協議会、民生委員・児童委員との関係性の構築、連携	町内会やコミュニティ協議会、民生委員児童委員との連携の強化	町内会やコミュニティ協議会、民生委員・児童委員を通じた相談窓口や支援内容等の周知・啓発活動の実施
主な所管部署等	町社協、町福祉医療課	

＜施策事項２＞ 交流・つながりのある地域づくり

基本目標２【つなぐ ～くらしの困りごとを適切な支援へつなげる地域づくり～】

基本目標５【支えあう ～すべての人の主体的な参加により支えあう地域づくり～】

（４）地域福祉活動の情報発信及び地元企業とのネットワーク拡充

地域福祉に関心を持てるような広報誌「社協の窓」の発行やリーフレット等の作成、
本会ホームページの運営を行い、地域福祉活動の情報発信を行うとともに、町内会等に
出向いて町社協の活動を理解、周知に努めます。

また、行政、社会福祉法人、学校、福祉活動団体の他、地元企業とのネットワークを
拡充させ、協力関係を築きます。

数値等目標		
現状	中間	最終
広報誌やホームページによる周知活動や情報発信	・町内会等に出向いた社協の活動の周知 ・地元企業とのネットワークの構築	・町内会等からの社協の活動への理解、協力 ・地元企業とのネットワークの拡充
主な所管部署等	町社協	

（５）誰もが活躍できる福祉コミュニティづくりの促進

福祉や福祉活動を知る機会や住民による福祉の推進を目的とした行事について、見直しや検討を行います。

地域に住む人が気軽に集まり、仲間づくりの輪を広げることや介護予防の拠点として地域の絆づくりを進めることを目的に町内７カ所で開設されているふれあいサロンへの訪問や助言を行うとともに、ふれあいサロン未設置地区への開設を推進します。

また、関係機関との連携を図りながら「フレイルの予防」への取り組み、「地域を拠点とした住民同士による楽しい仲間づくり活動」を推進するとともに、各地域で開設しているふれあいサロンでの実践方法等を学んでいただくことを目的に各地域のふれあいサロン利用者を対象とした「全町ふれあいサロン」を必要に応じて開催します。

数値等目標		
現状	中間	最終
・ふれあい広場や福祉フォーラムの開催 ・ふれあいサロン活動の実施状況に応じた支援	・福祉の推進を目的とした行事の見直しや検討 ・ふれあいサロン未設置地区への開設の推進 ・各地区で開設されているふれあいサロンへの訪問、助言等の実施 ・必要に応じた全町ふれあいサロンの開催	・見直しや検討を行った福祉の推進を目的とした行事の実施 ・継続 ・継続
主な所管部署等	町社協	

（６）災害時の助けあい活動の取り組み

各種研修会に参加して情報収集を行うとともに各関係機関との連携を図りながら連絡体制の整備等に取り組みます。また、災害ボランティアセンターマニュアルの整備に向け、関係各所との協力協定の締結を行います。

数値等目標		
現状	中間	最終
各種研修会へ参加	各関係機関との連絡体制の整備	・災害ボランティアセンターマニュアルの整備 ・関係各所との協力協定の締結
主な所管部署等	町社協、町総務課	

＜施策事項３＞ 支えあい活動の充実

基本目標２【つなぐ ～くらしの困りごとを適切な支援へつなげる地域づくり～】

（７）地域生活課題の早期発見と支援体制の強化

町が主催する地域ケア各種会議、福祉関係団体や地域の会合等積極的に参加し、地域資源の活用等を各関係機関で検討することにより、地域ニーズの把握や様々な形での支援活動、地域に根付いた活動や取り組み等の情報の共有、くらしの困りごとを社会資源・地域資源との連携を図りながら地域の課題解決に取り組みます。

また、日常生活圏域ごとに町が設置する生活支援体制整備事業の「協議体」に参画する事により地域住民の「互助」による助けあい活動を推進し、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

数値等目標		
現状	中間	最終
・町主催の地域ケア各種会議等への参加 ・生活支援体制整備事業に関する各種研修会等への参加 ・町が設置する協議体への参画に向けた会議等への参加	・継続 ・継続 ・支援活動、地域に根付いた活動や取り組み等の把握 ・町が設置する協議体への参画	社会資源・地域資源との連携を図りながら地域課題の解決
主な所管部署等	町社協、町福祉医療課	

＜施策事項４＞ ボランティアを育成する地域づくり

基本目標４【育てる ～人材、組織、意識を育てる地域づくり～】

（８）様々な福祉教育の促進

社会連帯の教育を行う小・中・高等学校における総合的な学習や生涯学習等と連携を図り、福祉学習の支援を行います。

数値等目標		
現状	中間	最終
・ボランティア活動の実施に向けた小学校、中学校、高等学校への支援の周知 ・福祉学習に対する支援の提案	小学校、中学校、高等学校への支援や必要性の周知並びに教育機関との協力体制の拡充	・小、中、高等学校の全ての学校で総合的な学習や生涯学習の時間等での福祉学習の実施 - 小学校：共同募金活動への協力、福祉用具等の体験授業の実施等 - 中学校：共同募金活動への協力、認知症に対する理解の学習等 - 高等学校：共同募金活動への協力、認知症に対する理解の学習、ボランティアに対する理解と関心等
主な所管部署等	町社協	

（９）ボランティアセンターの運営

地域住民のボランティアに対する理解と関心を深め、組織的活動の育成・援助を行い、地域福祉の向上、ボランティアに対する理解を深められるよう周知を図り、ボランティア事業の登録希望者の人材確保に努めるとともに、今後は新たなボランティアの在り方の検討を行います。

数値等目標		
現状	中間	最終
・ボランティアが活躍できる場の提供 ・ボランティア事業の制度の周知、説明 ・有償ボランティア事業の検討	・ボランティアが活躍できる場の拡充 ・ボランティア新規登録希望者の確保 ・ボランティア事業の制度の周知、説明の継続 ・新たな有償ボランティア事業の実施に向けた調整	・ボランティアが活躍できる場の構築 ・ボランティア新規登録希望者の確保の継続、育成 ・新たな有償ボランティア事業の実施
主な所管部署等	町社協	

＜施策事項 5＞ 住民への支援の充実

基本目標 1 【気づく ～悩みやSOSに気づく事ができる地域づくり～】

（10）生活困窮状態にある人の支援

不時の出費により生計の維持が困難となった状況となった方に対し、必要な応急資金の貸付け、低所得者・障がい者・高齢者世帯等の貸付け、生活に困窮している方の一次相談窓口として相談対応を行うとともに、各関係機関との情報共有、連携を図ります。また、交通事故及び各種災害（世帯主の自死による遺児も含む。）により保護者を奪われた義務教育在学中の遺児に対し、生活支援と併せ健全育成の一助とする事を目的とした支援を民生委員児童委員協議会への調査依頼のうえ行います。

数値等目標		
現状	中間	最終
・貸付け、支援への対応 ・各関係機関との情報共有、連携	各関係機関との情報共有、連携の強化	継 続
主な所管部署等	町社協、町福祉医療課 くらし・しごと相談処しりべし	

